

平成27年度 東京都税制調査会
第5回小委員会 議事録

日 時 平成27年10月15日(木) 午後4時01分～
場 所 都庁第二本庁舎 31階特別会議室22

平成27年度 東京都税制調査会第5回小委員会

平成27年10月15日(木) 16:01~18:01
都庁第二本庁舎31階 特別会議室22

【税制調査課長】 本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。小委員会開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきたいと思っております。

お手元の一番左側ですが、上から順に「第5回小委員会次第」、本日の「座席表」でございます。

また、先日、10月9日ですけれども、副知事の安藤が「第27回地方法人課税のあり方等に関する検討会」でプレゼンテーションを行っておりますので、その際に使用しました資料についてお配りをしております。

その右側ですが、本日ご審議いただきます「答申(素案)」「分割基準に関する資料」、一番下に本日急遽欠席になりましたけれども、〇〇委員からコメントをいただいておりますので、その資料をお配りしております。「分割基準に関する資料」につきましては、後ほど答申(素案)をご説明する際にあわせてご説明をいたしたいと思っております。

机上に配付しておりますファイルの中には、「平成26年度答申」及び今年度の第1回から第4回の小委員会の資料がつづつございます。こちらは適宜ご参照いただければと思います。

お手元に資料はおそろいでしょうか。

よろしければ、会議を始めさせていただきたいと思っております。進行につきましては、小委員長代行にお願いいたします。

【小委員長代行】 皆様、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまから、「平成27年度東京都税制調査会第5回小委員会」を開催させていただきます。

早速、本日の議事に入りたいと思っております。「平成27年度東京都税制調査会答申(素案)について」ということで、事務局のほうでこの素案をご準備下さいました。まず、この素案の特徴ならびに構成について説明していただき、全体の構成について審議をした後、全体のボリュームがかなりございますので、個々のトピックごとに内容について詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

初めに、この答申の素案の構成と特徴、目次についてご説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 初めに、今年度答申(素案)の構成、特徴につきましてご説明をいたします。

答申(素案)を1枚おめくりいただきまして、目次をご覧ください。今年度の答申(素案)は3部構成となっております。今年度の特徴といたしましては、第Ⅱ部におきまして、「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」といたしましてページを割いているところになります。これは、今年度の都税調の検討事項の一つであります。直面する税制上の諸課題に関することにつきまして、消費税率10%段階におきまして地方法人課税のあり方が重要なポイントとなるということを踏まえまして、このような形で取り上げたものでございます。税制改革に向けた全体像につきましては、最終答申に向けご検討いただきたいと思いますと考えております。

構成の第Ⅰ部につきましては、「税制改革の視点と方向性」といたしまして、この答申(素案)の総論部分となっております。第Ⅰ部は、「1 地方自治を支える分権改革」「2 税制改革の視点」「3 税制改革の方向性」としております。

第Ⅱ部につきましては、先ほど申し上げました「地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」でございます。内容といたしましては、「1 法人事業税及び法人住民税」「2 税源の偏在是正」「3 分割基準のあり方」「4 企業版『ふるさと納税』等」としております。

第Ⅲ部は、「地方税財政における諸課題」といたしましては、第Ⅱ部に述べた事項以外で、今年度言及する必

要のある事項について取り上げております。「1 法人実効税率のあり方」「2 法人事業税の外形標準課税」「3 個人所得課税における控除のあり方」「4 地方財政調整の意義と地方交付税」「5 重要な政策課題への対応」でございます。

また、今年度答申の中身のつくりの特徴ですけれども、各項目の冒頭に枠で囲む形で概要を記載しております。例えば、答申を少しおめくりいただきまして、4ページですけれども、4ページが「Ⅰ 税制改革の視点と方向性」の「1 地方自治を支える分権改革」ですけれども、この冒頭の部分に太い線で枠をつくる格好にしておりまして、こちらでその項の概要を述べる形で記載をしております。また、昨年度までは参考資料といたしまして図表などを巻末に集約して掲載をしておりましたけれども、今年度は本文中にも関連する図表を配置していく予定といたしております。

なお、先週の金曜日になりますけれども、皆様に答申（素案）をお送りさせていただきましてから、Ⅲの5の「重要な政策課題への対応」につきましては、中身の文章を少々整理、修正させていただいております。ご了承くださいければと思います。

また、本文中の図表や巻末の参考資料につきましては、一部を除いて本日は用意をさせていただきますけれども、次回の委員会の際には本文中の図表や巻末の参考資料につきましても、あわせてご提示できるようにいたします。

答申（素案）の全体の構成、また今年度の答申の特徴につきましては以上でございます。

【小委員長代行】 ご説明ありがとうございます。

こちらの大きいファイルのほうに昨年度の答申というのが最後のところにあるかと思うのですが、そちらの目次と26年度答申を比べていただきますと、目次はどのようなところが変わっているのかということをご覧いただけるのではないかと思います。

昨年度までは、大体大きいところでまず税制改革の視点という話がありまして、その後、税制改革の方向性ということで、その中で個別の税目についてどのような課題があるのかということを整理した上で、その後、財政調整制度の話ですとか、その他の検討事項というつくりになっておりました。

今期からは、先ほどの事務局のご説明にも少しあったかと思うのですが、3年を1回ということで最終答申を出すのではなくて、毎年度答申をまとめるということになったということと併せまして、その年の重要課題についてこういう形で項目立てをしてうたっていくという方向でいきたいということもございまして、Ⅰのところに視点と方向性ということで全体の枠組みを示した後に、2番目のところに今回は地方法人課税の話ということを大きい項目として掲げた。こういう整理になっております。これはあくまでも素案ですけれども、こうした構成でまとめるという枠組みです。あと「はじめに」のところにもそのあたりのことも記載させていただいているのですが、この構成でいいかどうかということについて、まず皆様方のご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。特段のご意見は。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 これは良い悪いという問題ではなくて、そのように3年間の中で1年ごとということに変わったので、そういうことであればそのようにするという考えればよいと思うのですが、念のために質問ですが、結局、毎年毎年答申をしていくと、3年目は特にまとまった答申ということをするのかどうかというのは伺っておきたいと思っております。質問です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。事務局、お願いいたします。

【税制調査担当部長】 毎年答申は出すのですが、3年目については最終答申という形で、全般的なことを含めてまとめさせていただきたいと考えております。

【委員】 わかりました。

【小委員長代行】 ということで、今年度、来年度の答申も踏まえて、全体の最終答申としていくということ

ですね。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

そうしましたら、構成についてまた何かご意見があれば、後ほどいただければと思います。

それでは、この枠組みに沿って順次中身の議論に入っていきたいと思います。それで、今回が第5回で、次回の第6回で今年度の小委員会は最終ということで、その後、総会のほうに参りますので、今日が文言も含めて中身に関する細かいところについて修正をする非常に重要な機会になっておりますので、どのような細かいことでも構いませんので、気がついたことがありましたら、ぜひ積極的にご発言いただければと思います。

それでは、「I 税制改革の視点と方向性」について、事務局からご説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、「I 税制改革の視点と方向性」についてご説明させていただきます。

答申（素案）の4ページ、「税制改革の視点と方向性」をお開きください。先ほどご紹介いたしました囲みの部分を中心にご説明を進めていきたいと存じます。

まず、「1 地方自治を支える分権改革」では、「地方自治体が自主・自立的に行財政運営を推進していくため、総体として地方財源を拡充する分権改革を進める必要」といたしまして、これまでの分権改革の流れや社会保障分野を初めとする地方自治体の役割の大きさについて述べてございます。

5ページからの「2 税制改革の視点」では、まず「(1) 少子・高齢、人口減少社会への対応」といたしまして、「社会構造の大きな変化に対応し、少子・高齢、人口減少社会にふさわしい税制について検討すべき」「所得格差の解消のためには、社会保障や教育、就労支援など、総合的な取組を行うとともに、税制の役割のひとつである所得再分配機能を発揮させることが重要」といたしまして、人口構成など社会構造の大きな変化への対応や、所得格差の拡大への対応の必要性について記載をしております。

おめくりいただきまして、8ページの「(2) 社会経済の活力向上」でございますけれども、「都市と地方が共存共栄の関係を構築し、それぞれの活力を損なうことがないよう、我が国全体の活力を高めていくことが重要」「地域の社会経済の活性化に向けた施策展開には、総体としての地方税財源の充実が不可欠であり、その上で税制上の優遇措置等の活用も効果的」といたしまして、都市と地方が共存共栄の関係を構築し、都市及び地方のそれぞれの活力を損なうことがないよう、我が国全体の活力を高めていくことが重要としております。

次に、10ページの「(3) 行政サービスに応じた負担の適正化」でございます。こちらの項では、「我が国の歳出に対する税収の割合は約52%。長期債務残高は1,000兆円を超えるなど、財政は危機的状況」「行政サービスに必要な財源を安定的に確保するためには、国民の理解を得て、給付と負担の適正化を図ることが不可欠」といたしまして、そのためには適正・公平な課税の確保など、財政健全化に向けたより一層の取り組みが必要としております。

11ページの「3 税制改革の方向性」では、「地方自治体の役割の大きさを踏まえれば、自主財源の拡充、特に地方税の充実を図ることが重要。とりわけ地方消費税の割合を高めるよう求めていくことが必要」「所得循環の生産、分配、支出という三つの局面でバランスよく課税。所得課税、消費課税、資産課税を含めて、全体として均衡のとれた税体系の構築が必要」といたしまして、地域の実情に応じて自主・自立的な行財政運営を行っていくため、税率決定権や法定任意税、法定外税のあり方など、課税自主権の強化を検討すべきとした上で、地方消費税、地方法人課税、個人所得課税について、その意義と今後の方向性を示しております。

簡単ではございますが、第I部に関する説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ご説明ありがとうございました。

それでは、この第I部の記述につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見を頂戴できればと思いますが、いかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 私も〇〇委員と同じで、質問という形でお伺いしたかったのですが、先ほど11ページの「税

制改革の方向性」というところに2つ書いていただいている、地方消費税の割合を高めていくほうが重要というか、必要というふうに書かれていて、後の段落で、所得、消費、資産を含めて、全体として均衡のとれた税体系の構築が必要というのは、確かにもっともなものですけれども、これは東京都にお伺いすべきなのか、総務省の方にお伺いすべきか、よくわからないのですけれども、私の知る限り、かつて地方消費税をもう少し割合をふやそうという動きがあったかに聞いていたのですが、それとの関係はどうなっているのですか。これはわかる範囲でお伺いできればと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

これについては、事務局、いかがでしょうか。お願いいたします。

【税制部長】 まず、地方消費税ですけれども、基本的にはやはり消費課税も地方に一定の配分をとというのは、これは財源と仕事の比率といいますか、地方もいっぱい仕事をしているというのが一つ。

それから、所得課税も大事なものですけれども、今、個人住民税というのは比例税率をしまして、所得再分配機能は所得税ということになると、どうしても量的に国税のほうが多くなっていくであろうということ。それからもう一つは、地方税の求められる要件の中に、偏在性の少ない税ということが言われておまして、今一番偏在性が少ないと言われているのは消費税でございまして、これを比率をふやすことによって地方税体系としても安定的な、偏在性の少ない税が構築できるだろうということ、これは方向としてはいいのだろうと。もちろん、実際にどうやってやるのか、税率をまた上げるのですかという話になりますが、これまた、特定財源、一般財源の話もございまして、簡単にはいかないと思うのですけれども、将来的なあり方としてはやはり地方消費税をより充実させる方向に行く。とはいえ、所得課税、資産課税もバランスよくと。

特に資産課税について、固定資産税は地方にとって、土地に定着しているわけですので、一番ふさわしい税であろうということは間違いないと思いますが、全体のバランスでこうなるのかなと思っております。

【委員】 どうもありがとうございます。

【小委員長代行】 この2つの文言が矛盾しているように読めてしまうというイメージですか。そういうことではないと。

【委員】 そうですね。今ご説明いただいたので、わかったことはわかったのですけれども、一瞬、消費税を高めようとしているというように読んで、2段落目に行って、でもタックスミックスが大事という話になっていたので、このつながりはどうなのかなと。

【小委員長代行】 これは順番を入れかえてもいいですね。どうでしょうか。記述の順番もちろんあるのですけれども。

お願いいたします。〇〇委員。

【委員】 今の〇〇委員のお話ともかかわると思うのですけれども、おそらくこの素案の全体の構成というのは、Ⅱのところ、東京都的に言いたいこと、言わなければいけないことを言うにあたって、少し大前提として日本全体の観点に立っている、あるいは自治体全体の観点に立っていることを押し出していて、もちろんここで言われていることはそのとおりだと思いますね。

特に非正規の増大だとか、再分配機能の後退だとか、こうした地方、特に東京に対するところの地方の力を弱めている諸要因等を指摘している。あるいは、人口減少社会の出現を指摘している。その上でⅡに行くわけですけれども、例えばⅠで指摘されている問題に対処していく上で、今の地方創生の流れの中で、例えば企業版「ふるさと納税」で、これをいわゆる地方創生事業に持っていくと。これが、例えばⅠで指摘されている問題の打開に本当につながるだろうか。このことを言うためには、今の地方創生事業の中身等について少し言いにくいことも言わなければいけないような気がしますけれども、本当に地方の力を高めるよりは、一発事業的に消費されてしまう懸念もあるわけですね。

あるいは、同時にまたそれと並んで、法人住民税の法人税割の一部を地方法人税に持っていく。これは東京都の立場からすると、地方消費税の一部が減殺されてしまうということになるわけですが、こういうお金の使い方が地方消費税の目的である社会保障の機能強化、これは再分配の強化とも直結すると思うのですが、そこから外れてしまって、本当に地方がきちっと基礎的な力を高めるために使われるのだろうか。こういう論理連関をもうちょっと見えやすく、ただこれを見えやすくするためには、いろいろ言いにくいことも言わなければいけない。特に地方創生の中身にかかわって言いにくいことも言わなければいけないというところがあるので、そのあたりはちょっと悩ましいところではあるのですが、私も今の〇〇委員のお話とちょっと連関、私はこの順番は今申し上げたような意味でいいと思うのですが、ただ、その論理連関をもうちょっときれいに打ち出せると、非常に効いてくるなと思いました。

【小委員長代行】 ご指摘、ありがとうございます。まず後段の議論とつなぐために必要な、今の地方創生の状況なども含めた前提条件の話をもっと少し盛り込みつつ、その連関を意識した形で、1のところももう少し加筆するといったような対応も必要だということかと思えます。

これはすぐにここをというふうな具体的な修正案のようなイメージというのは、〇〇委員はないですか。

【委員】 1点だけよろしいですか。むしろ、2のところではそれは補えばいいという気がするのですが、あえて修正とやらせていただければ、8ページ、9ページのあたりですが、特に9ページの2ポツ目の最後ですが、「都市や地域の魅力を高めていくまちづくりなどの施策展開が求められる」と、これはおそらく東京、地方という区別ではなくて、自治体一般の努力目標みたいなことを言っていると思うのですが、もちろんこの東京都のペーパーというのうがった見方をされることを前提に考えなければいけないので、それを考えたときに、何か上から目線というか、頑張れよ、みたいに言っているようにも聞こえかねないので、これは「求められる」というよりは、求めなければいけないが、それが税制上あるいは財源上、困難になっているというような言いっぷりにして、ちょっと突き放しっぱい言い方は慎重になったほうがいいのかなという気はいたします。

【小委員長代行】 ありがとうございます。ちょっとそのあたりは書きぶりを修正するというでいければと思います。

ほかはいかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 ちょっと細かいところになるかもしれませんが、10ページ、11ページの「(3) 行政サービスに応じた負担の適正化」ということで、要は赤字への対応が必要だということが一番趣旨としてはあると思うのですが、サービスと負担のあり方というのと給付と負担の適正化という、この2つが若干行ったり来たりするような感じのイメージがあって、少しわかりにくいかなという感じがしないでもないです。

特に、給付と負担というと、社会保障のイメージというか、そちらを指すような印象が強くなると思うのですが、その場合に財源としては保険料でいくのか、税でいくのか、公費でいくのかという大きな論点が必要について回ることになるので、そちらの議論を整理した上で、必要であれば税のほうの拡充をするというような書き方しておいたほうがいいかなという気がするのと、あとは、(3)で「行政サービスに応じた負担の適正化」ということで広くとっておいて、でも要約の2つ目のところで「給付と負担の適正化」と言っているのですが、そうすると、ここだけやや社会保障に限定された印象になってしまうかなというところで、少し議論を整理していただいたほうがいいかなという気がするのです。

給付と負担と言ったときに、別に社会保障には限らないものですかね。どうなのでしょう。私は社会保障というイメージが非常に強くなるのですが。

【会長】 おそらく給付というときに、よく現金給付と現物給付と言うことがある。ここで、サービスと言っているのですが、確かに給付という言葉だけを聞くと、何か現金給付的な印象が非常に強いのですが、もうちょっと広く使っているつもりです。ただ、確かに給付という言葉が11ページの6行目のところにも出てくるので、表

現ですね。地方財政の話なので、どちらかといえば現物給付中心に考えているはずなので、紛らわしくないように表現は工夫できると思います。

【小委員長代行】 ご指摘、ありがとうございます。そこはちょっと工夫をして、誤解のないように修正をするということできたいと思います。

あとはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。また何かありましたら戻ってご指摘をいただければと思います。

それでは、次に「Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」というところに行きたいと思います。事務局から説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 それでは、「Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」についてご説明いたします。

第Ⅱ部の冒頭ですけれども、地方法人課税をめぐることは、これまで法人事業税の暫定措置や法人住民税の国税化といった地方分権に逆行する偏在是正措置が行われ、さらにほかの偏在是正措置について検討するとされており、また、現在検討されている企業版「ふるさと納税」や法人課税の分割基準の見直しにつきましても、実質的な偏在是正という問題を抱えていることから、喫緊の課題への対応として今回取り上げております。

次の「1 法人事業税及び法人住民税」でございますけれども、「地方自治体が行う行政サービスは、法人の事業活動を支えており、法人には受益に対する応分の負担を求めることが必要」といたしまして、地方法人課税の応益原則と生産、分配、支出という3つの局面の生産局面で課税するものであり、均衡のとれた税体系を構築する点からも重要というふうにしております。

次に、「2 税源の偏在是正」ですけれども、(1)では「偏在是正の問題点」といたしまして、表面的な財政力格差のみに着目、地方法人課税の応益原則を歪める、大都市特有の財政需要が考慮されていないということ等を挙げておりまして、(2)では、都における今後の急速な少子高齢化に伴う膨大な財政需要につきまして、「東京における財政需要」ということで述べております。

次に、(3)の「地方法人特別税・同譲与税」の項ですけれども、こちらでは地方の基幹税の一つである法人事業税の一部国税化は地方分権の流れに逆行している、地方税の原則に反するさらなる偏在是正措置を講ずるべきではないといたしまして、(4)の「地方法人税」の項につきましては、偏在の是正という観点のみに基づいて地方の税源を国有化することには合理性、妥当性がない。消費税率引き上げに伴う都の地方消費税の増収分が地方法人税の創設により相殺され、地方交付税不交付団体である都では地方消費税増収分を社会保障費に充てることができず、ほかの地方自治体と歩調を合わせることができなくなっているとしております。

続きまして、「3 分割基準のあり方」では、「分割基準は、複数の地方自治体で事業活動を行う法人の課税権を正しく帰属させる基準。事業活動規模を的確に表す指標であるべき」「法人の事業活動規模を最もよく表す指標は付加価値。付加価値に占める割合が大きい人件費の代替指標である従業者数は簡便な基準としてふさわしい」「分割基準を財政調整の手段としてはならない」といたしまして、分割基準の意義やこれまでの見直しの経緯等について述べております。

続きまして、「4 企業版『ふるさと納税』等」におきましては、「企業版『ふるさと納税』は、地方法人課税における受益に応じた負担という地方税の原則に反するもの」といたしまして、現在検討されている制度の問題点につきまして、地方法人課税における受益に応じた負担という地方税の原則に反する。寄附金控除によって税収を失う地方自治体だけでなく、寄附収入を得る地方自治体にも弊害が懸念される。法人税は地方交付税原資でもあり、交付税財源に影響を及ぼす。地方自治体間で法人からの寄附確保に向けた競争が加熱するおそれがある。財政力の高い地方自治体への寄附が優遇措置の対象外となれば、大都市を中心に減収につながると述べております。

また、平成27年度税制改正におきまして創設された地方拠点強化税制につきましては、政策効果があるのか

疑問としております。

第Ⅱ部に関する説明は以上でございますけれども、次にお手元の「平成27年度東京都税制調査会第5回小委員会〔分割基準に関する資料〕」について簡単にご説明いたします。

表紙と目次に続きまして1ページの資料1は、法人事業税・法人住民税の分割基準の概要に関する資料でございます。

2ページの資料2は、これまでの分割基準の主な改正経緯をまとめたものでございます。

3ページの資料3は、地方法人課税の分割基準見直しの動きについてでございます。

4ページの資料4は、付加価値額に占める人件費の推移でございます。金融業・保険業を除く全業種の付加価値額の構成比を示しておりますが、人件費が占める割合は約7割であり、おおむね増加傾向となっております。

5ページの資料5は、県内総生産と従業者数の東京都シェアの推移でございます。都における県内総生産のシェアは増加傾向にありまして、県内総生産と従業者数のシェアは連動していることが示されております。

6ページの資料6-1以降の資料につきましては、昭和26年度の分割基準の創設時の考え方及びその後分割基準の改正が行われた際の背景と改正内容をお示しした資料でございます。

分割基準に関する資料のご説明は以上でございます。

続きまして、第Ⅱ部の内容に関連いたしまして、本日ご欠席の〇〇委員からコメントをいただいておりますので、コメントを読み上げる形でご紹介をいたします。お手元のコメントの資料をあわせてご覧ください。

本日の小委員会には欠席するものの、本年度答申（素案）のうち「Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」に絞って、コメントしたい。基本的な議論の筋道は説得的であると受けとめたが、主張に不備または捻じれがあるように感じた2点を以下に掲げている。

1. 法人事業税及び法人住民税について

両者の性格の違いに関する指摘（14ページ）が、その後の議論にどう影響しているか不明である。例えば、「行政サービスからの受益に対する応分の負担」と述べた場合（15ページ）、その負担として想定されているのは法人事業税か？反対に、法人住民税については、どの団体に税収が帰属すべきかという判断にあたり、応益性の観点は後退することを意味しているのか？

さらに、地方法人税に対する評価（21ページ以下）にあたって、経費負担の税源という観点を強調するならば、法人住民税の地方交付税原資化を基礎付ける議論にもなり得るのではないかと考えている。

2. 分割基準のあり方について

付加価値のプロキシとして従業員の数を用いることは、すべての業態について妥当性を有しているのか？また、かつてのアメリカ各州やEUにおけるCCCTB（共通連結法人税課税標準）に関する議論では、3要素（売上、資産、従業員）に基づく配分が支持されていたが、こうした複数要素の組み合わせという可能性をどう評価するか？

以上のコメントをいただいております。

第Ⅱ部に関連する説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

続きまして、第Ⅱ部について、委員の皆様方からご質問並びにご意見を賜りたいと思います。どこからでも結構でございます。最初の事業税及び住民税の性格の話と役割、それから偏在是正の問題、その後、分割基準の話、そして企業版「ふるさと納税」という4項目になっておりますが、いかがでしょうか。

〇〇委員 お願いいたします。

【委員】 まず1つは、法人事業税及び法人住民税をめぐる叙述、14ページ、15ページあたりで、ここは個人的にも法人事業税が、これを応益性というのかどうなのか、これは後で〇〇委員からのコメントにかかわっ

て、逆に素人としてご質問したいところもあるのですけれども、ともかく事業税というのが今の企業の知的・文化的な競争力を発揮する環境づくりという点から、行政サービスがそうした環境を高めていくという点で、いわば動的な応益性とでも言うのでしょうか、そこに大きく貢献するということが強調されていることは個人的にも大事だと思っているところであったが故に、大変ありがたいと思っております。

これについては、後で実効税率を引き下げればいいのかという議論に対して、企業立地の選択が人的資本の供給等、この15ページで言っている条件の充実こそが企業立地の選択で非常に重要になっているということを後で言っているわけでありまして、この辺ともうちょっとつなげたほうが効いてくるのかなと思ったのが1つ。

それから、これはおそらく〇〇委員が法人事業税と住民税の、つまり住民税に応益性は弱いということかということもおっしゃっていて、これはひょっとしたら、私自身、法人事業税の応益性といったとき全然自信がなかったのですけれども、財政学のむしろテキストとしては法人住民税のほうが応益的という理解なのですかね。そこがちょっとわからないのです。おそらく法人事業税と法人住民税それぞれの応益性って同じなのか違うのかみたいな、そういうご質問になっているのかなと思うのですけれども、法人住民税が基本的なインフラに依存するという点だとすると、法人事業税のほうはもっと競争力を高めるところにダイナミックにかかわっていくような、そうした行政サービスというような、応益性の中身が違うのかなと。

後者の応益性については、ひょっとしたらもうちょっと違った、応益性以外の言葉を使ってもいいし、あるいは何か創造都市とか、東京バレーとか、そうした企業が知的・文化的競争力を発揮していく環境づくり、そこでウィン・ウィン関係をつくっていく。単にそれは競争力を高める条件を与えたから、ちゃんとそれに相当する分を払いなさいというだけではなくて、もうちょっと総合的な契約性といいますか、そんなところも含めて対話を深めていくということも含めて、創造都市、東京バレー的な、共通の目標を達成していくということをもっと打ち出してもいいのかな。そうすると、〇〇委員がおっしゃっているようなわかりにくさみたいなものも解消していくのかなと思いました。

【小委員長代行】 ご意見、ありがとうございます。

住民税と事業税の役割や応益性をどういうふうに区分するかというのは、実はすごくいろいろな議論があるところで、先ほども打ち合わせの際に話をしていたのですけれども、結局、法人住民税の場合のある種の会費みたいなものというのが、個人住民税のいわば先取りだという議論もあるという話もあったりしまして、そのところのいわば会費というのをどういうふうに見るのか。株主なのかとか、従業員なのか、経営者なのか、その辺の議論も含めて、住民税の構成員である法人が広く分かち合うというときのその構成員というのをどう見るかというのは、法人とは何かということと絡めて非常に議論があるところですが、むしろこちらの事業税のほうに事業活動から得られる付加価値という意味では、今〇〇委員がおっしゃられたような、例えば創造都市をつくっていくとか、クリエイティブな環境をつくるということと、まさに密接にかかわってくる領域なのかもしれないと、そういうところを発揮していく上での貴重な財源という意味での事業税の意味ということはもう少しうたってもいいのだろうなと思いつつながらお話を伺っていました。今の点も含めて、ほかの委員の方。

では、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 事業税と住民税の性格は、どちらがどうというのは難しいところはあるのですけれども、むしろ事業税か住民税かということよりも、住民税の法人税割の部分は、だから事業税も外形標準の部分とそうではない部分があり、そして住民税の中には法人税割と均等割があって、均等割はもうそこに存在していることによって払うものということになり、法人税割の部分と所得割の部分は所得が基本的に課税ベースになっているわけですね。なおかつ、付加価値割に限らず外形標準のほうは付加価値等が課税標準になるということで、課税標準で分けた場合、大きく分けて3つぐらいあって、それぞれが違う性格を持っているということになるので、事業税か住民税かで言ってしまうと、若干そこら辺議論が混乱してしまうのかなと思います。

【小委員長代行】 ご指摘ありがとうございます。そういう意味で言うと、なかなかそれぞれの応益性というのを個別の税目について位置づけるということよりは、それぞれのとり方によって、そこは複合的な役割を持っていると考えていいのではないかということですかね。

この書きぶりはこれでよろしいですか。この15ページのところ。

【会長】 皆様から貴重なご意見、ご質問をいただいております。ここは、実は前期、もしくは前々期からこういう書き方をしている、悩ましいところです。今お話しいただいたとおり、事業税にも、大規模法人ですが、所得割、付加価値割、資本割とございます。どちらかという、都税調の答申は、今回もそうなのですが、付加価値割を拡大していくべきではないかという論調で書かれてきております。いわゆる事業規模に応じた応益課税ということで、事業税は付加価値割的なものを重視した評価になってきているかと思えます。

そして、問題の法人住民税のほうは、今、〇〇委員からお話が合ったとおり、均等割と法人税割とございます。均等割のほうは個人住民税もありますが、どちらかという、先ほど小委員長代行からお話が合ったように、いわゆる会費的なものという位置づけです。法人税割のほうは、個人住民税の所得割と平行に考えると、どちらかという法人税と所得税の関係に似ているわけですね。

ところが、同じ国の中であれば、法人税と所得税は国内法人であれば同じ政府がとるからいいのですが、住民税の場合は株主が住んでいる都道府県と企業が立地している都道府県は別かもしれないという問題があって、なかなか一致しないケースも当然ある。その意味で言うと、法人の所得という形をとったものに対していわゆる源泉地課税をするような、そういうイメージで語るのかなと思っております。

ただ、それを詳しく展開するのはなかなか大変でして、今の段階ではこういうふわっとした書き方になっていると思います。議論が深まっていけば、もちろんまさにこの点などは〇〇委員の一番得意なところ、あるいは〇〇委員も含めて、租税法で非常に研究されている分野だと思います。今回に関してはこういう表現でやらせていただきたいなとは思っているのですが、先ほどお話がありましたとおり、最終答申を目指すに当たって、より工夫ができればと考えております。

【小委員長代行】 ありがとうございます。今の点でも構いませんし、あるいはそれ以外の点についてもいかがでしょうか。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 今回、東京都としての主張ということですが、本来の地方における税のあり方としてどういうことが考えられるか、そういう理論と、もう一つはやはり東京都としてどういうふうに主張していくべきかというのがあると思うので、逆に後者は東京都しか主張できないことです。それは主張すべきことかと思しますので、こういう答申になるのかなと思うのですが、理論的にはおそらくいろいろ別の考え方もあり得ると思うなかで、やはり東京都として言うべきことは、自分で言っていくということにならざるを得ない。このあたりの主張については、それはそれで私はよろしいと思います。

「分割基準のあり方」のところ、〇〇委員のコメントにもあるところですが、24ページのところで、「分割基準を財政調整の手段としてはならない」ということですが、動機のことであれば、一般論としては確かにそうだと思うのです。分割基準というのは地方自治体の中での事業活動をどういう指標でとれば一番良くあらわしているかで決まってくるわけで、そのあらわすのに一番よい指標を使うべきだという筋は確かにそのとおりだと思うのですが、この文章の書き方でこう決めつけて本当によいのかというのがやや疑問に思うところです。

というのは、確かに東京都にとって一番よいのは、例えば事業者数とか、それを指標にしてくれれば一番よいというのは多分そうなのでしょうからこの主張もわかるのですが、他方で客観的な指標として何が良いかという、いろいろな業態があるので、たくさん従業員を使っているところだけでなく、業種によってさまざまで、もしかすると従業員数が少なく、すごく大きくもうけている企業があるとすれば、そちらも応分の負担をきちんとさせたほうがよいということにはなるわけです。そうするとミックスというか、何をとっても非常に難しい

と思うのですが、業態によって損得が出てくるので難しいのですけれども、例えば〇〇委員の複数要素の組み合わせというのも理論的なあるべき姿でもあるのですね。そうすると、動機として財政調整に使ってはいけないというのは、確かに筋としてはそうなのですが、今ある状況をそうだと決めつけて本当に良いのかということを確認したいのです。

ですから、筋としては、これは本来理論的なあるべき指標でいくべきだと。仮にそれを財政調整、つまり大都市にあまり入らないようにという動機で指標を作るとすれば、それは筋が違う。筋論はそのとおりですが、ただ、現状の認識が全部そうだと言ってしまってよいのかなというのがやや疑問があるところです。念のため。

【小委員長代行】 ありがとうございます。要するに、この書きぶりだと、現在の分割基準は財政調整の手段として使われているかのように読めてしまって、客観的な根拠によって別の基準でやっているかもしれないということなのに、そういうふうに判断してしまっているのかということですよ。

【委員】 今後の牽制として、そうあるべきではないというのは、筋としてあると思うのです。それは言っておいてよいと思うのですが、結局、従業者数だけでない指標を取り入れて、複数というのも理論上あって、それがよいという考え方も一応あると思うので、そこはうまく書いたほうがよいのかなと。そういう意味です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。この24ページのこの3つのボチだけ読むと、事業活動規模を的確にあらわす指標が大事で、それは従業者数が適切で、それ以外は財政調整の手段になっているから、それはしてはいけないよと読めてしまうので、つまりそういう誤解が生じないようにというご指摘かと思います。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 今のご意見に補足という形で、今日は〇〇委員はご欠席なので、おそらく代弁になるかと思うのですけれども、これはアメリカ各州の話というのはユニタリータックスのことだと思うんですね。カリフォルニアとかで以前70年代にやった。それから、EUのCCCTBは私もちょっと調べていたので、この議論はなかなか、先ほども〇〇委員がおっしゃるように非常に高尚な議論だったのですけれども、実は、EU委員会が出したときに、総論賛成各論反対で見事につぶれた案でございまして、私は実務にあまり携わっている者ではないので、あまり偉そうなことは申し上げられませんが、なぜ潰れたかというときの理由として、この3要素であっても、これも偏在的だという批判がやはりあったのです。

〇〇委員がおっしゃったことは、確かに我が国で、ぱっと拝見していて、昭和26年に創設された分割基準、このころは日本のリーディングインダストリーはほぼ製造業だったと。おっしゃるとおり。そのころは確かに従業員の数がどれだけ大きいかで工場の規模がわかって、売上高も自動的に想像ができたのですけれども、先ほどおっしゃったように、金融業とかであれば、別に1人でやっても大きくもうける方はいらっしゃるわけで、別にマンションの一室でSOHOでいいわけですよ。ということで考えて、微妙だなというのは確かなのです。

あと、なぜ売上とか資産とか、そういう複数のファクターを入れたのかということも、いろいろ議会の資料とかありましたけれども、やはり従業員一辺倒というか、人、マンパワーだけだと客観的な評価としては不十分だというのがあって、でも逆に裏を返せば、計算式が面倒ということで、これで喜ぶのはおそらく低税率のタックスヘイブンの国と会計事務所。事務処理が、今のマイナンバーもそうなのですが、事務処理を企業にかわって代行してくれる人たちがハッピーなだけで、事業所にとってはちっともうれしくないというか、企業サイドというのですか、納税者サイドのためには全然ならないということで、それで加盟国の委員は結局、それを盾にして全部流したという事情がありますから、これはあまり深入りしないほうが本当はいいのではないかなと個人的には思っております。

【小委員長代行】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 ちょっとまた違ったところで、東京における財政需要のところですけども、やはりここはちゃんと言うべきことは言わなければいけないのかなと思います。

4 ポツ目に、例えば東京の財政需要が拡大している、その前の段落では、後期高齢者が増えていくということ、その次では、今申し上げた段落では、用地などを手に入れるのに地方に対して10倍もの取得費がかかるのだと。ここだけ言っていると、それみたことかと。やはり高齢者を地方に移住させて、受け皿に日本型CCRCをつくるんだみたいな話になっていくわけですね。2 地域居住を否定するわけではないのですけれども、東京都民として老いる権利といいますか、そういうのはきちんと言わなければいけないのかなと。私も北大に勤めていて、札幌で年をとったほうが家は広いし、介護や医療も安いし、いいかなと思ったのだけれども、やはり年をとると、生まれ育った東京のよんだ空気みたいなのが何か懐かしくなってくるわけですね。やはりこのよんだ空気の中で老いていく権利というのは大事なかなと思うわけです。

そればかりではなくて、今、日本創成会議が移住奨励みたいな話になっていて、これは地方の活性化のためには必要なんだという話になっているのですけれども、論争があって、こうやってコストがかかる。この文書もそうですけれども、施設を前提にすると、確かに東京よりは地方のほうがコストが安い。しかし、地域包括ケアを言っているわけでありまして、住みなれた地域、住みなれた家で老いていく、そうした在宅を前提にしたときに、地方ですごく離れたところにばらばらと住んでいて、どれくらいコストがかかるか。東京の逆に密度の濃い居住環境のほうが介護コストも安上がりだし、高齢者がお互いにつながりを持つと、みずから貢献をしていく、コミュニティとつながっていくということでも非常に有益なのですね。

アメリカの会計検査院は、CCRCは財政的にもいろいろ問題含みだと。何しろ入居するだけで2,900万円ぐらい平均かかるのですね。これをどういう意味で日本に輸入していくのかわからない。受け皿がわからないまま、移住を奨励する。何となく東京で老いていくということが罪つくりなような雰囲気醸成されていくというのはいかがなものかということと、もう一つはさっき申し上げたコストというのも、施設レベルで比較していくのと在宅レベルで比較していくのと違ってくるし、コミュニティとして一定の密度があって、高齢者が最後まで一定のテンション高く、自分の自己有用感を感じながら生きていくという点でも、実は都市の密度というのは有益なところがあるのかもしれない。そのあたりを少し打ち出したほうがいいのかと思っております。

とりあえず以上です。

【小委員長代行】 ありがとうございます。今の〇〇委員のご指摘はこの需要のところの書きぶりだと思うのですけれども、もう一方で社会資本ストックの話も、老朽化が進んでいるという話で、先ほど〇〇委員のご指摘にあったような、創造都市、クリエイティブシティをつくっていくところの財源という話は、むしろこの後出てくる、最終ページですよ。「重要な政策課題への対応」のところでのオリンピック・パラリンピックとか、国際戦略特区みたいな話で、おそらくこれが東京富裕論とか東京一人勝ちみたいな話につながってしまうというイメージもあって、共存共栄というところとの絡みで、なかなかこちらの財政需要のところ盛りにくかった面はあるかと思うのですけれども、ちょっとそこを再整理をし直して、やはり年老いてでも、今の関係をさらにつなぎながら魅力ある文化都市、創造都市をつくるというところの役割を東京が担いつつ、もう一方で農山村は農山村のまた全く違った豊かさ、文化というのを残していくような、それぞれが違うものが両方あるということの日本の豊かさみたいなものをうたっていくことで、何かうまく整理できるようなところもあるように思いますので、ここの財政需要の書きぶりのところを、高齢者が増えて老朽化してというところだけではない形で何か整理するということでもう少し加筆をして、後段の話と整理をするということをやっていければと思います。ありがとうございます。

あとは、〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 先ほどの発言の補足なのですけれども、〇〇委員のペーパーを見ていて、CCCTBなのですけれ

ども、もう流れてしまったので別にいいという話がありますが、これをドイツとフランスの前のサルコジ政権が大々的にやろうとしたときは、ドイツ側サイドとしては法人事業税に当たるものを廃止しようというのとセットで議論していたのですね。ご存知の皆様も多くていらっしゃると思うのですけれども。

【小委員長代行】 わかりました。ありがとうございます。

お願いいたします。

【会長】 分割基準の話ですね。〇〇委員のペーパーに出てくる3要素、私もアメリカの州レベルの法人所得税を調べたことがあります。3要素で分割することはあるのですが、日本とアメリカの一番大きな違いは、アメリカは基本的に州が勝手に決めるということで、要するに税源を奪い合う形になっている。日本の場合には、全国制度としての分割基準を一つの制度として決めて、それにより各都道府県に配分する。そこが大きく違うということ。

それから、売上というのは当然金額で、資産も資産の価格。そして従業員ですが、ここに書いてある従業員というのは、我々が日本で言っているのは従業員数ですが、おそらくここは支払い給与、いわゆるペイロールのことを言っているのです。そうすると、売上とか資産とか従業員支払い給与でいくと、逆に今の従業員の数というのは、おそらく東京都としてはある程度控え目な主張だと思います。

もちろん事業規模をあらゆる指標が従業者数しかないのか、ということのをこれからいろいろ議論しなければいけないし、前回か、前々回か、ここでも少し発言があったと思うのですが、今の答申（素案）の書き方は、簡便な基準としてふさわしいという書き方になっていて、ここも結論は決まっていますと宣言したというよりは、今のところ思いついたのはこの程度ですという書き方になっているのかと思う。逆に、ほかのものを入れて、そっちのほうの方がより事業規模をあらゆるのだということになれば、それはそれでいいのかなと思うのですが、付加価値を事業規模だと考えるのであれば、とりあえずこれを基準に考えていくのが妥当ではないか。そういう提起かなど、今のところ思っております。

【小委員長代行】 ありがとうございます。あとはこちらの企業版「ふるさと納税」のところは特にご意見はないでしょうか。大体皆さんここに書いてあるとおりのことなので、特にはよろしいですか。

それでは、また何か後でお気づきになられたところがありましたら、戻ってご発言いただければと思います。

続きまして、「Ⅲ 地方税財政における諸課題」に行きたいと思います。事務局のほうから説明をお願いいたします。

【税制調査課長】 「Ⅲ 地方税財政における諸課題」についてご説明いたします。

こちらでは、先ほどご説明いたしました「Ⅱ 地方法人課税をめぐる喫緊の課題への対応」のほか、今年度言及する必要のある事項について取り上げることとしております。

「1 法人実効税率のあり方」では、「法人実効税率の引下げだけで企業誘致は困難。人材確保や規制緩和がより重要」「地方法人課税は、地方の財政需要を賄うため重要。法人実効税率の引下げの影響については、国の責任で対応すべき」といたしまして、昨年度調査を行いました諸外国における企業の公的負担のあり方の推計によりますと、我が国の法人課税を含む企業の公的負担は諸外国と比べて必ずしも高いとは言えないこと、我が国の地方自治体が担う行政サービスの範囲は諸外国と比べて広いという特徴があることなどを述べております。

「2 法人事業税の外形標準課税」では、「外形標準課税は、法人の事業活動の規模に応じた薄く広い課税により公平性を確保するもの」「所得割と比べ、付加価値割・資本割といった外形基準は景気変動に左右されにくく、税収の安定化に寄与」としております。

続きまして、「3 個人所得課税における控除のあり方」では、「個人住民税は、地方の基幹税の一つであり、今後も地方自治体にとって重要な役割を果たすもの」「所得税について、所得控除を見直し税額控除としていくことは、逆進性の緩和につながるものであり、積極的に検討する必要」「所得格差への対応として、給付付き税

額控除の導入も一つの選択肢」としております。

続きまして、「4 地方財政調整の意義と地方交付税」では、「地方税を補完するものとして、地方交付税制度の持つ財源保障機能及び財源調整機能をより適切に発揮させていくことが重要」といたしまして、今後、地方交付税制度を持続可能な制度とし、財源保障機能及び財源調整機能を適切に発揮させていくためには、加算の仕組みや臨時財政対策債のあり方の見直しに加え、地方交付税原資となる国税四税の総額確保を重視すべきとして、地方自治体間の財源の不均衡は地方交付税により是正すべきと述べております。

最後の「5 重要な政策課題への対応」では、「地方自治体が、直面する政策課題に積極的に取り組むため、政策支援税制の活用も有効。その際、公平性とバランスやインセンティブ効果、事業部門による施策と税制との役割分担に留意が必要」といたしまして、政策支援税制を、規制や経済的支援策など、ほかの施策とあわせて活用することにより、施策を効果的に進めることが可能となるとしております。

第Ⅲ部の説明は以上でございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。今、32ページからの第Ⅲ部のところを検討しておりますが、今の事務局のご説明も踏まえまして、委員の皆様からご質問、ご意見を賜ればと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

【委員】 大事なことがたくさん書いてあると思います。ただ、言い残したことを全部まとめたみたいなどころがあるので、この第Ⅲ部というのが全体の構成の中でどういうふうに効いていくかというところは、ちょっと見えにくいところがあるかなという気はしました。

できれば、さっきのように、Ⅰのところから日本全体の観点から地方分権と税制の基本原則を述べて、Ⅱのところから多少言いたいこと、言うべきことを言って、それを受けて、例えば控除のあり方や、給付付き税額控除なんて話まで立ち入ってされているので、結局、偏在是正という観点から、ともかく東京からお金を吸い上げて地方に流せばいい、つまり地方の税収という形でどこか突っ込んでいけばいいということではなくて、根本的な不均等の是正というのは、やはり地方でも広く機会の平等といいますか、参加の条件というのを広げていくことなのだ、ばらまきということと一線を画した意味での再分配、やはり参加の可能性を広げていくような再分配というのを実現していくことなんだというトーンは、これは実は控除のあり方だとか、交付税のあり方だとか、全体にかかわっていく事柄だと思うんですね。そこで一つ共通項を意識しておく、それぞれの議論が効いていくかなという気はしました。

【小委員長代行】 ありがとうございます。やはりⅢの最初のところにそういったトーンを明示した上で、それにのっとって個別の法人課税の話などを書いていくということのほうが有効かなと思いました。貴重なご意見、ありがとうございます。

今、32ページからのⅢのところを検討しておりますが、いかがでしょうか。

それでは、またこれも後でございましたら、また追加でご意見を賜ればと思いますので、ひとまずこの中身の議論についてあれしまして、次に、事務局のほうから議事の追加の項目についてということでご説明をいただいて、そこからもう一度改めて全体のこちらの答申（素案）のほうに戻りたいと思います。

それでは、資料をお配りいただいてよろしいでしょうか。

【税制調査課長】 それでは、事務局から本日の議事について追加をお願いしたいということで、今、お手元に資料を配らせていただいております。

(資料配付)

【税制調査課長】 次第のほうも配り直ささせていただきましたが、議事の(2)といたしまして、「地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化」ということで、項目の追加をお願いしたいという事務局からの提案でございます。それについてご説明をさせていただきます。

まず、皆様に答申（素案）をお配りした段階でこちらのほうを載せておりませんで、現時点に至ってのお願いということで、大変遅くなりまして申し訳ございません。こちらは、予算要求等との関係もありまして、ただいまからご説明する事項が現実にはできるかどうか不確定な部分もございまして、説明が本日になってしまったというところで、まずおわびを申し上げたいと思います。

では、項目の説明に移らせていただきます。「地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化」というところで、東京都は現在、東京と地方がともに栄える真の地方創生の実現に向けてということで、東京版総合戦略の策定に取り組んでいるところでございます。

その中で、主税局では、税務行政の分野で地方との連携による人材育成に取り組むというところを掲げることでございます。お手元の資料の「地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化」にございますけれども、そこには骨子をお示しさせていただいておりますが、読み上げさせていただきます。

地方税の拡充に向け、総体として地方税収を確保していく必要。都の持つ豊富な調査実績やノウハウを活用することで、全国自治体の税務職員のスキルアップに貢献することが可能。地方全体の税収確保にも寄与。徴収率1%の向上により地方税全体で約4千億円の増収につながる。

こういったような骨子でございますけれども、地方税におきましては、制度をつくるのは総務省でございますけれども、総務省には実務の現場がないということで、実務は地方自治体が担っているわけでございますけれども、地方自治体間の情報共有化がこれまで十分ではないという状況がございました。

そこで、地方からのニーズに応えまして、東京都が持つスキルやノウハウを活用できる部分があるのではないかと考えて、全国自治体からの職員の受け入れ、また、東京都職員の講師派遣などを実施いたしまして、さらには全体の税務行政のネットワーク構築などを目指していくというものでございます。

具体的には、地方自治体の税務の現場といたしましては、平成17年から導入されております外形標準課税によりまして、地方税における法人調査の重要性も高まっております。また、都市開発などが進んでいくことによりまして、家屋評価の実務についても複雑化が進んでおりまして、大規模かつ構造が複合構造の家屋なども多く発生してきているということがございます。

また、滞納整理の実務でいきますと、徴収率の向上に向けた取り組みというのが各地方自治体の課題となっておりますけれども、東京都では一つとしては外形標準課税の対象法人、本店の46%が都内に所在しているといったこともありまして、法人調査につきましても豊富な実績があるといったことですか、家屋評価につきましましては、大規模かつ複合構造の家屋の評価実績を東京23区では多数有しているという部分もございます。

また、滞納整理でいきますと、これまでの交渉力などの高度なスキルやノウハウを活用することによりまして、これまで東京都では高い徴収率を維持してきたといったところがございます。また、主税局の職員には、専門課長という制度がございまして、それぞれ法人調査、家屋評価、資産評価ですけれども、あと滞納整理ということで、それぞれ専門の職員がおりまして、専門性の高い職員を現場に配置をして実務に当たるとともに、例えば市町村アカデミーとか、東京税務協会、全国地方税務協会などを通じて、都の職員が研修講師を行うなど、これまでも地方の職員の方々への知識の共有化というところを行ってきた部分もありますけれども、そういったところをさらに強化、発展させていきたいというところで考えているところでございます。

そういった取り組みを行うことによって、この答申（素案）の冒頭、Iの1でも述べておりますけれども、総体としての地方税収の充実につなげていきたいという部分もございまして、この都税調答申の項目に追加を了承していただければということでございます。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

【小委員長代行】 ありがとうございます。皆様のお手元には答申（素案）というのが事前に送られておりまして、それが先ほどお示したような目次で上がっているわけですが、まず、事務局のほうから、今ご説

明いただきました「地方自治体間の連携による税務知識・技術の共有化」という項目を一番最後に加えたい、そういうご説明があったところでございます。

まず、これについて、この内容に関する質問ですとか、あるいはご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。特にはよろしいでしょうか。お願いいたします。

【委員】 遅刻してしまいましてすみません。前回は申し上げましたけれども、この運営がずさんであると言わざるを得ないので、これはいかがなものかという気は、正直言うと、いたします。前回は既に都が方針を出したのについて理論補強をしろというような言い方をされ、それは委員長代行が巧みにうまくフォローしましたけれども、実際の事務局側の説明ではあれはちょっとよくないと思います。

それ一回ならまだしも、今回も小委員会で十分な議論がないものをご都合主義で後から入れ込むというのは、いかにも悪しきリーダーシップとしか言いようがないということで、あまりにもみっともないということですね。

それから、仮に入れるにしても、昨日事前説明に来たわけですから、そのときに説明すべきであって、昨日の段階でなぜ説明しなかったのかということもあります。だから、三重の意味でお粗末としか言いようがない。

これは事務局の能力なのか、トップマネジメント層の問題なのか、一体何なのかよくわかりませんが、あまりにもみっともないことはやめたほうがいいのではないかなと、正直言うと、思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。事務局のほうからは何かご説明いただくことはありますか。

【税制調査担当部長】 この時期になってというか、素案をお送りしてからこのような形で追加したことについて本当に申し訳なく思っております。ただ、先ほどもご説明させていただきましたとおり、東京都として東京都版総合戦略を考えていく中で以前から考えていたことではあったのですけれども、これが現実のものにできるのかというところがぎりぎりの線で見えてこなかったということがございまして、このような時期になってしまったということでございます。本当に申し訳ございません。

【委員】 説明の趣旨がよくわからないのですけれども、実現すると見えてきたら出すのだったら、最初から答申は必要ないのではないかと、都として実現すればいいのではないかとということですね。実現しないかもしれないけれども、諮問してアイデアを集めましょうというのが審議会であって、実現すると決まっているのだったら、執行機関なのでからご自由におやりいただければよいのではないかと。これは前回は申しました。

ですから、執行機関がやるのはそれでいいと思うのです。政策判断ですから、それはどうぞご自由におやりください。しかし、それは諮問機関に諮問すべきことではないということで、申し訳ないとか、そういう問題ではなくて、筋論としてちょっとおかしいのではないかと。もしかすると、都庁の意思決定システムが既に何かおかしい状態になっているのかと疑わざるを得ない話でありまして、それはなぜ昨日説明しなかったのか、これについてはいかがですか。

【小委員長代行】 お願いします。

【税制調査担当部長】 昨日の段階で、まだ、このご提案をするかどうかというのが定かではなかったというところがありまして。

【委員】 なおさら問題ですよ。昨日何時に決まったのですか。

【税制調査担当部長】 昨日、〇〇委員のところに向った後でございます。

【委員】 だから、昨日の段階で決めて、小委員長代行と会長にその間連絡があったのですか。

【小委員長代行】 私のところには昨日の夜に連絡をいただきまして、こういう形のものについて、これを答申（素案）の中に入れることはできないかというご意見をいただいたところです。

それで、私はどのような判断をさせていただいたかといいますと、まず、形式論はまず一旦置いておいて、内容の問題として、今回の答申（素案）の中では、昨年度までのこの答申の中で出てきた租税教育の問題ですとか、こういった税務の行政執行上の問題に関する記述が全て抜けていると。今回の答申の中では、東京が共存共栄と

いうことでやっていくに当たってどのような税制というのを考えていけばいいのかというところがその底流には流れている。その限りで言うと、こういった形の記述を盛り込むその中身について、今回の答申の内容自体に全く異なるものではないだろうということで、これをここの議事に上げるということは構わないのではないかと判断をいたしました。

ただ、〇〇委員がおっしゃるとおり、あるいは今期のこれまでの審議の内容の中で、このテーマについてこれまでの小委員会で議論をしたということを行っておりませんので、そのあたりのことも含めて、今回の記述についてこれを掲載するかどうかということについて、この小委員会の場で話をして、委員の皆様のご理解がいただけるのであれば、これを内容として盛り込むという判断でよいのではないかと思います。このような形で上げさせていただいたということでございます。

【委員】 〇〇委員には〇〇委員なりのこの審議会のあるべき姿というのはあるかもしれませんが、割と私はルーズというか、事務局主導の審議会というのがありますので、それについて意見を求められた場合にどういふふうに述べるかということところは当然あると思います。ですから、アジェンダの組み立て方からすれば、今日議題を出して直ちに答申に盛り込んでいただきたいという申し立ての仕方はまずいかなと思います。今日議論をここですと。もちろん都の方針としてどういう方針であるかということは今ご説明を承ったところで、それを我々委員として、是と言うべきなのか、否と言うべきなのか、サポートできるならサポートするというものかということところをここで議論をして、サポートできるということであれば、これはまだ実施段階に入っていないものだと思いますから、実施段階にどううまくつなげられるか、我々なりに知恵があるならばそれを提供させていただいて、都の進め方に対して何らかの意見を言うという形で答申に入れられれば入れたらいいのではないかと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 審議会に慣れておられる〇〇委員の前では釈迦に説法といいますか、審議会慣れていない私としては筋論として申させていただければと思いますが、中身について判断してから議題に上げるというのはそもそも論理的に間違いで、まず議題に乗せるかどうかを決めるということが先にあって、実質審議に入る前にまずこれを議題にすべきかどうかということですね。

これが答申にあらうとなかろうと、執行機関は予算要求としてやりたいものがあり、やればよいのであって、それはもう全然当然であると。しかし、審議会では一応この小委員会を設けて、全体として議論してきたものについて答申するというふうにやってきているわけですから、それはここで議題にすべきテーマではそもそもない。少なくともこういう上げ方をされたら出てくるので、もっとさりげなく上げてくれば気づかないというだけですけれども、ある意味で正直に言っていたので、正直に答えざるを得なくなっているということなので、これは議題としてそもそも上げる筋ではない。

それから、我々はそもそも審議会のあり方自体について、都の意思決定の仕方について申し上げるのであれば、こういうような意思決定の仕方をしてる限り場当たりの政策しか打ち出せなくて、これだけの巨大な船である都の政策としてもうちょっとまともな政策決定プロセスを持っておかないといけないということ自体があります。審議会委員としてはそういう意思決定の仕方は質がよくないからやめたほうがいいですよと、手続的に求められるのであればそういうふうな答えざるを得ないということです。〇〇委員のおっしゃることは非常に大人で、よくわかるのですけれども、あえて私はそれはいかながなものかと。

しかも、前回は前回でしたし、今回も今回だし、事前に説明をしに来る答申の組み立て自体もかなりゆがんでいるから、しょうがないから事前に説明に来たということですが、それに加えてそのときには全くそれについての可能性があるということさえ言わずに、夜になって小委員長代行に連絡してということ自体はそもそも場当たりの政策決定プロセスの体をなしていないということです。政策決定のプロセスの体

をなしていないということを議事録に残すということは社会的には非常に意味があったと思いますが、大変疑義があるといえますか、違和感があるということでございます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。今回、このテーマを都税調のほうでこの場で、ぎりぎりですけれども、審議をしてほしかったという、そのあたりの意図というのはどういったところにあったのですか。

【税制調査担当部長】 今回、東京都が行おうとしている取り組みにつきまして、内容としては地方税の拡充に向けて自治体間の連携というお話もございますので、東京都の都税調の考え方として離れているものでもないと考えておりますし、ぜひ我々が行う施策の後押しという部分もございますので、そういうことで乗せていただきかったということでございます。

【小委員長代行】 これはおそらくこのまま平行線で、先ほどの〇〇委員のご発言であれば、それはそれで執行機関なのだから粛々とすればいいのではないかと。ここは都あるいは地方の税制のあり方について一から基本的なところを審議する場なので、今、都が上げてきているものについて、今進めているから、それを後押しするものを乗せてくれというのは違うのではないかと、そういうご発言だったかと思えます。

それで、私の判断としては、これをどういう形で取り扱うかということですが、一応この場に乘せて、このこと自体をどう考えるかということに関して議論をした上で、もし皆様方の同意が得られるのであれば、多少なりとも加筆をするという形のものを考えられればなということ、今回こういう形で上げさせていただいているのですが、逆にほかの委員の方々のご意見もいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 今日見せていただいて、説明を伺って、形式的な話はおいておくとして、中身について感じたことを率直に言わせていただくと、確かに東京都は規模も大きいですし、首都であるがゆえにほかの自治体が経験していないような経験があって、知識、スキルが豊富である。総体的にはそうだと思うのですが、ただ、ほかの自治体を持っている経験で東京都が知らないこともある可能性もあるわけですね。そうすると、東京都が一方的に知識、スキルを他の自治体に教えてあげるというスタンスよりも、何かしら全体で知識を共有し合うような形のもののほうがいいような気がするのですが、いかがでしょうか。

【小委員長代行】 ありがとうございます。事務局のほうから何かご説明はありますか。

【税制調査担当部長】 もちろん、タイトルにも税務知識・技術の共有化とさせていただいているのですが、もちろん一方的にという意味合いではなくて、東京都がお役に立てることはお役に立たせていただいて、またお互いという面で共有化していければと考えております。

【小委員長代行】 お互いに学び合えるところは学び合うというスタンスでということよろしいでしょうか。

【税制調査担当部長】 はい。

【小委員長代行】 ありがとうございます。〇〇委員、よろしいですか。ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

【委員】 〇〇委員の意見に賛成です。あと、文章という言葉を一きなり出してはいけないかもしれない、骨子の中でも共有という言葉があったほうがいいのかという感じがして、タイトルには税務知識と技術、2つに関して共有化というタイトルにはなっていて、そのタイトルはいいと思うのですが、〇〇委員の意見に私も賛成なのですが、より反映するような文言として考えられるとすれば、情報を共有するというようなイメージです。それが全体として表に出るような形にすると、その意図が伝わるという気がします。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あと、これをどう取り扱うという問題と中身の問題と、両方ご意見をいただいているのですが、よろしければほかの先生方からご意見をいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

【委員】 手短かに。まず、手続論に関して〇〇委員の補足をさせていただきますと、私は法学部でずっと勉強しておりまして、経済系学部には就職していませんので、教授会等の意思決定プロセスが経済学者の方と法律家の

間でかなり乖離があるということはここ10年近く身にしみて感じておりました、〇〇委員に本当に笑われますけれども、最初はすごくびっくりしたことが多かったのですけれども、もう諦めたというか、なれてしまった。ただ、メリットとしては、意思決定のスピードは経済系の人の方が早いですね。法律系の方は、最初にまず委員会をつくってとか、手続論から入ってしまうので。

それがいいか悪いかは手続論の話で、今回、内容面でコメントさせていただくと、これはおそらく徴税協力みたいな話に広がるのですか。さっきからずっとEUの話が出ていたので、今、世界的にそういうのを情報を共有しようというのが進んでいるので、これを地方政府レベルとか、自治体レベルにも広げたいということなのかなと思いましたが、まだ諸外国でもそんなにちゃんとしているわけではないので、ここでアドバランを上げられたいというのであればそうなのかなと私は理解しました。

ただ、私が知る限りだと、都道府県と市町村レベルでの税務知識とか徴収関係の共有化はもう既に行われていると聞いておりますけれども、それとの関係とか、縦と横の関係はどう違うのか、その辺は個人的には興味がございませぬ。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

そういう意味で言うと、中身の税務知識、技術の共有ということに関しては、相互に学び合うということで、そのこと自体は非常に意義のあることなのではないかというところでは大体ご意見の共有が図れているのかなという印象を持ちましたが、あとはこれをどういう形で取り扱うかというところでございます。

先ほどの〇〇委員のご指摘にもありましたとおり、この段階でこれを項目立てとして乗せるというのは手続的にはいかがなものかというご意見もございました。

そのことも含めてどういうふうにするかということをお判断させていただきたいのですけれども、会長。

【会長】 手続論につきまして、事柄の経緯につきましては、先ほど小委員長代行が言われたとおりであります。〇〇委員が先ほど言われたような形で、今のような形で議事、議題に乗せるということについては、これはもちろん私がそういうふうにしようと言ったことでございます。この形で今日、それからもう1回、第6回がございませぬので、これを議題に乗せて中身の議論をやって、それが皆さんの意見が一致するといいますか、共通点が見出せるようなことになれば、それについての文案をこの答申案につけるということは可能であろうと、昨夜の段階で案を出しております。それに基づいてこういう形の議事にさせていただいたということなんです。

中身については、今、皆さんのご意見について、私から特に今の段階でつけ加えることはございませぬ。

【小委員長代行】 お願いいたします。

【委員】 さっきの〇〇委員のご指摘とおそらく重なると思うのですけれども、地方との連帯の表明をどういう次元でやっていくかというところがやはりぶれているというところで、さっき8、9ページがやや上から目線だということを申し上げたこととちょっとつながってくるかなと。

もちろんスキルアップに貢献することもできると思うのですけれども、これは具体的に何をやるということになるのでしょうか。

【小委員長代行】 ご質問ありがとうございます。事務局のほうからご説明をお願いします。

【税制調査課長】 現在検討しております具体的な取り組みの一例をご紹介しますと、先ほど説明の中でも少しお話をしました法人調査部門ですとか、家屋評価部門、滞納整理部門におきまして、ほかの自治体の方々の職員を主税局のほうに受け入れまして、主税局の専門課長などを中心に、都の税務の現場で半年から1年程度、実際に実務に携わっていただいて実務スキルを習得していただくといったことですか、ほかの地方自治体などの他団体や、全国地方税務協議会や資産評価システム研究センターがございませぬけれども、そういったところへノウハウを持った職員を講師として派遣をいたしまして、研修等を通じて知識やノウハウの共有化を図っていくといったこと。それから、他団体の方で受け入れてきた職員の方とのつながりなどをその後も強固に

連携するという形で情報の共有を図っていく、ネットワークを構築していくということを考えてございます。

【小委員長代行】 ○○委員、いかがでしょうか。

【委員】 その中身について、この小委員会では是非を論じるというのはなかなか難しいですね。申し上げたいことはたくさんありますし、ただ、それを今議論することがどれくらい意味があるのかというところもちょっとわからないです。確かにちょっと厄介と言えば厄介かなと。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

あとは、委員の皆様、いかがでしょうか。お願いします。

【委員】 今、皆さんのご発言を伺いましたけれども、基本的には手続論に対する意見がなかったもので、私としては判断がつかないといえますか、○○委員からいただきましたけれども、もちろん執行機関がさっさと意思決定をするというのは大変結構だから大いにやってくれということで、それはそれで私はこれを出すなど執行機関に言うつもりはないということですが、それは執行機関でお決めになればよいと。ほかの委員の方は、これを議題にして乗せたいというのであれば、私を説得していただきたい。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今、○○委員からそのようなご発言をいただきました。また、○○委員からも、共存共栄のために何か共有するという事は大事だけれども、その中身を具体的にどうやっていくのかということについては、やはり上から目線なのか、対等にネットワークを組むのかというあたりのところも含めて、もう少し議論が必要なのではないかということも含めたご意見だったかと思えます。

今のような委員の方々のご意見を踏まえたと、やはりこれを項目として一つ立てて何か大きく書いていくというのは、この時期にというのは難しいのではないかと、これは小委員長代行としては判断せざるを得ないかなと思いました。

ただ、これは全く記述をしないということではなく、共存共栄ということについてかかわる部分としてこのような連携とか協力があり得るといふことでの事例として、あの項目立てということではなくて記入をするという形で、今日出た事務局の資料なども参考にしつつ、ちょっと記述の方法というのを模索させていただきつつ、新たな項目を立てて記載をするということについてはちょっと厳しいのではないかという感想を持ちました。

そのあたりのところも含めまして、次回の第6回の小委員会のときに、今回のこの発言というか、この内容についてはこういう形での取り扱いをということ案として出させていただきつつ、もしこれがかなりの修正を伴うものになった場合には、事前に委員の皆様方とも調整をしながら、最終的な案のまとめに向けて作業させていただくということはいかがでしょうか。

お願いいたします。

【委員】 今の小委員長代行の方針に賛成です。ただ、事務局にちょっとお伺いしておきたいのは、私も○○委員の問題意識に同意するところが多分にあります。つまり、この税制調査会をどういう位置づけで活用されようとしているのかというところがはっきりしていない。こういうところのにじみ出たというところは否めないと思えます。

つまり、答申に乗せた後どうなるのかということです。もう既にお決めになっておられて、揺るぎないものを我々が単にオーソライズするという形で答申に書くということでは何らかのメリットがあるならば、それはそれでわからなくはないのですが、ただ書いていただけだと、別に書かなくても一緒だということになりかねない。書いても書かなくても一緒だということならば、あえて書くことにどれほどの価値があるのかなという感じもいたしますし、むしろここで書いてもらわないと動かないのだ、動かせないのだというものがあるならば、これは答申として打ち出す価値があって、しばしば国の審議会とかではいろいろ隠れみのだとか何とかと、いろいろな言い方をされますけれども、答申に書くことで物事が前に進むことがしばしばある。もちろん法的拘束力がある答申と

か報告書とかそういうのは別として、審議会には法的根拠はありますけれども、その審議会で取りまとめた意見自体は法的拘束力を持たないものなのだろうけれども、それが物事を動かす、政策決定に影響を与えることはしばしばあって、そういうことであるならば、濃淡をはっきりさせて答申の中でこういうふうにはっきり言ったり、何らかの表現をうまく工夫して書くということはある。なので、今回、一つの例として、今議題になった自治体間の連携による税務知識・技術の共有化ということが、小委員長代行のおっしゃるような形で答申に盛り込まれた暁に、どういう次なる動きがあるのかも意識しながら盛り込んでいただきたいと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

そのあたり、事務局のほうから何かご説明いただけることはありますか。

【税制調査担当部長】 都税調の答申につきましては、地方税制のあり方等々についてご意見を求めるという形でございますので、それぞれのことを書いていただいたから施策に結びつくというものではもちろんないわけでございますけれども、書いていただいた内容に基づいて施策を進めるという面もあると考えております。

【小委員長代行】 お願いいたします。

【税制部長】 先生方からいろいろ厳しいご意見をいただいております。今、担当部長からもお話し申し上げたように、地方税財政というのはほとんどが国で決まっております。東京都としてできることは、国にこういう制度改正をしてほしいという要望が大部分でございます。

それから、一部東京都がみずからできることもありまして、これまでも都税調でも新しい税の検討であるとか、東京都としてこういった政策的な税制をつくっていかうというときには、都税調で答申をいただいて、それを受けてやっているということもございます。

ただ、いかんせん大部分は国の税制、国の税財政制度で決まるということで、やるとしても東京都が国に対してこういうふうにしてくれといったときに、都税調でもこういうふうにご答申をいただいておりますということ、活用させていただくとすると大変失礼なのですけれども、使わせていただいているということでございます。

それから、先ほど〇〇委員からもお叱りをいただいておりますが、昨夜遅く、会長からも小委員長代行からも、我々はきつく叱られておまして、そのことは誠に事務局の勝手ということでおわびを申し上げます。

それから、もう一点、前回お配りをいたしました東京都の反論でございますけれども、あれはあの時点において東京都として特に政治的に言えるのはこういうレベルでありますということをご参考資料としてお配りしたつもりでございます。私どもとしては、もう東京都はこれでいきますから都税調もこれでというような趣旨でお配りしているわけでは全くないということではぜひご理解いただきたいと思います。もし委員の皆様でそういうふうにお考えの方がほかにもいらっしゃるとすれば、事務局の説明不足でございます。これは本当におわび申し上げたいと思います。

また、今日お配りしております先日の地方財政審議会で東京都が意見を申し上げておりますけれども、これもこれまでの都税調の答申、あるいはこれまで東京都としていろいろと考えきたことをもとに、東京都としての現時点での意見を申し上げているわけでございます。当然、都税調でこれから答申をいただきましたら、その内容に基づいてまた改めて東京都としても知事を先頭に活動していくというつもりでございますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

いろいろ貴重なご意見をいただいたのですけれども、これの取り扱いと、本日いただいたご意見をもとにこの後、この答申（素案）を修正していくのですけれども、その中でどういう形にするかというところの案の作成につきましては、今いただいたご意見をもとに、私、小委員長代行と会長のほうにもよろしければご一任をいただけないでしょうか。それで、もちろん意見がございましたら、次の委員会の場でぜひ積極的にご意見をいただければということで、一旦、この案文の作成についてはこちらに一任いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

【小委員長代行】 ありがとうございます。

それでは、事務局とも相談をしながら、答申案文の作成を進めてまいりたいと思います。

時間がもう間もなくということで、すみません、今日は〇〇委員と〇〇委員、多分前段のところでもいろいろご発言、ご意見がおりかと思うのですけれども、もし何か今、手短にこれだけはみたいなものかあれば。

〇〇委員、お願いいたします。

【委員】 議事録に残すというためだけに言っているだけなので、極めて瑣末なことを1点指摘させていただきます。35ページの最後のポツですが、「なお、国の政策が」と書いてあるところで、「地方法人課税が地方の財政需要を賄うため」と言うと、地方法人課税がそれ以外よりもなお財源を確保しているというような、ちょっと強い印象があるので、「も」ぐらいにしておいたほうがいい。地方法人課税もほかの税目とともにという、そのような程度にしておいたほうがいいのではないかなと思います。

以上です。

【小委員長代行】 その前のところ、全体を通して何かございますか。よろしいですか。

では、それは次回にお願いできればと思います。

〇〇委員はいかがですか。お願いいたします。

【委員】 全体的にいろいろあると思いますけれども、あえて、39ページからの「地方財政調整の意義と地方交付税」ということで、地方財政調整といいますか、地方交付税が財源保障及び財源調整機能、何と表現するかはともかくとして、財政調整の機能を担うというわけですが、問題は地方交付税だけで適切な機能が十分可能なのかということについての判断がないと、その前段階としての偏在是正措置というのがよくないということでは言えないのではないかとということで、トータルな財政調整の機能について、やはり交付税で十分できるのかという判断をしないとならないのではないかなと思います。

つまり、分割基準であるとか、地方法人特別税とか、そのような措置で財政調整、つまり交付税にかかる負担を下げているわけですが、ではその負担を下げない場合に交付税で全部対処できるのかということであればこの理屈は成り立つ。私は地方法人特別税をやめて、それから分割基準もちゃんと理屈どおりやるというのは、それはそれなりに筋は通っていると思いますけれども、問題は交付税にそんな能力があるのかということですね。特に納付金制度を持たない地方交付税にその能力はあるのか。もっと言えば、ドイツ型のように納付金制度を導入するつもりなのかということですね。それまでやるのであれば、それは十分理屈は成り立つということですが、それもなくて、ただただ次の段階で財政調整を頑張ってくださいというのは先送りであって、もし財政調整や偏在是正が全体として必要であるならば、このような仕分けでは無責任になるのではないかなとずっと申し上げますので、それについては一応言っておきます。

【小委員長代行】 ありがとうございます。

今いただいたご意見も含めて、これは答申の案文の修正のときにどういう形で盛り込まれるかということをごちらのほうで検討させていただきたいと思います。

それでは、まだまだご意見はあるかと思うのですけれども、残りの部分については次回第6回小委員会で再度ご意見をいただければと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、こちらの不手際で若干時間をオーバーしてしましまして申し訳ございませんでした。

それではこれもちまして本日の議事を終了させていただきます。お忙しい中をお集まりいただき、本当にありがとうございます。これで閉会とさせていただきます。

— 了 —